

事業の趣旨

広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、基盤整備事業等をタイミング良く実施するための事業

【制度概要〔社会資本整備総合交付金（広域連携事業）〕】

(1) 根拠法：広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）

(2) 交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）

(3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する広域的な地域活性化基盤整備計画（社会資本整備総合整備計画に記載）に基づく基盤整備事業等

①基幹事業：広域的な特定活動を推進するために必要な基盤整備事業 ※

※都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅等及び提案事業

②関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

④社会資本整備円滑化地籍整備事業：基幹事業に先行又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

(4) 交付期間：3～5年程度

(5) 交付率：①基幹事業 = 最大45%

②③④関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2

(6) その他：・整備計画全体をパッケージで採択

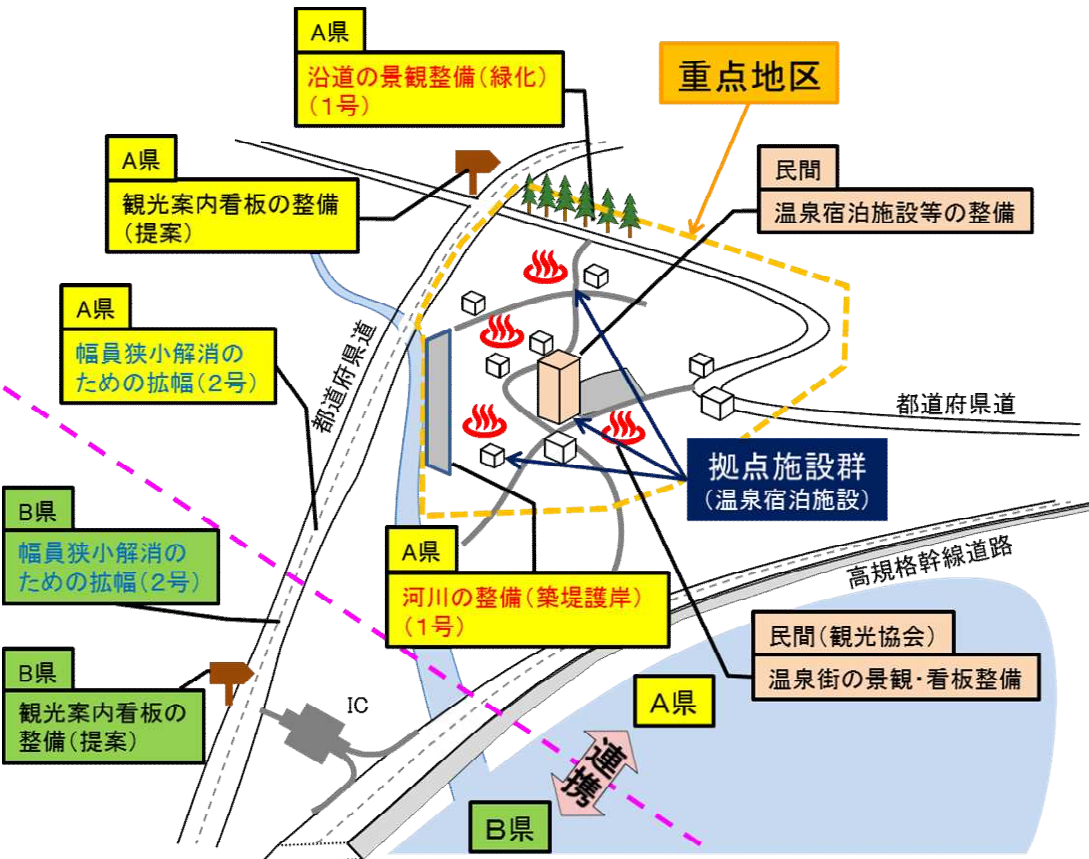
（特徴等）・整備計画内の他事業に国費の流用可

・年度途中で事業費が変更となった場合、年度間で国費率の調整可

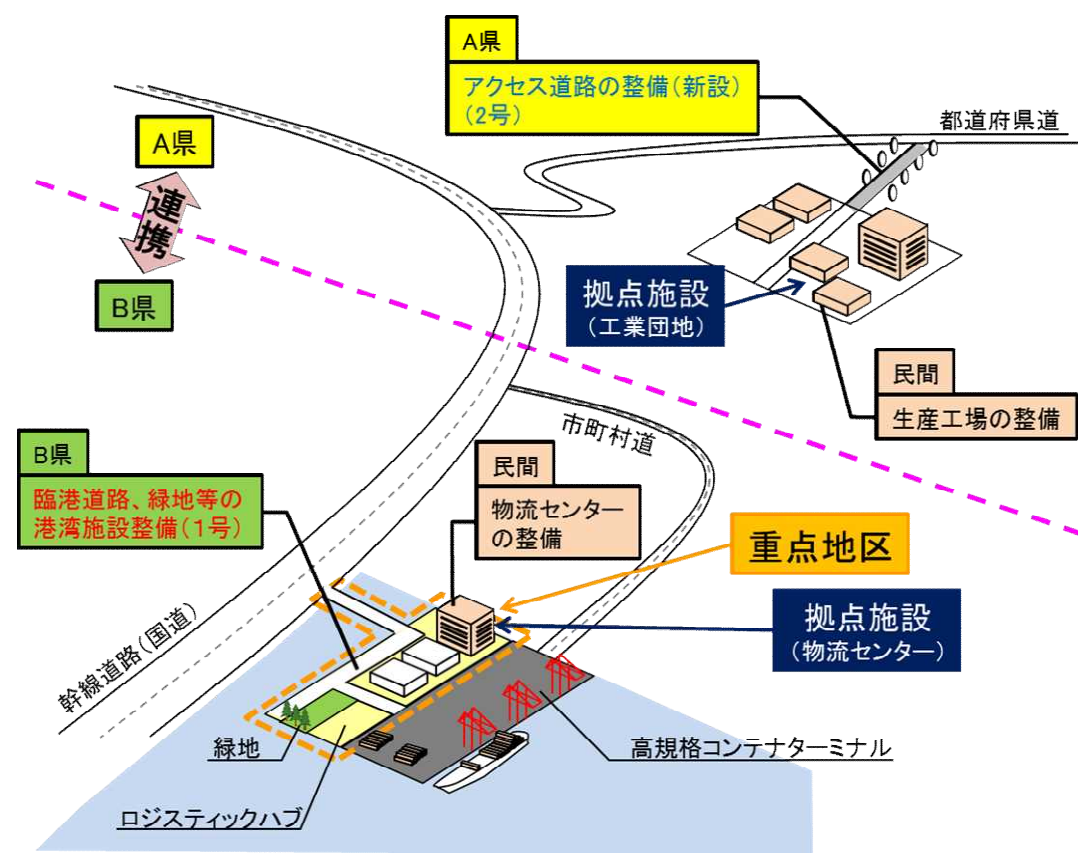
・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の実施イメージ

①観光活性化



②生産・物流機能の強化



- **1号事業**（広活法第2条第3項第1号）… 道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理等
⇒ 重点地区内における事業で、拠点施設の整備に関連して一体的に実施することが必要な事業
- **2号事業**（広活法第2条第3項第2号）… 道路、鉄道、空港、港湾
⇒ 拠点施設で行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業
- **提案事業**（広活法第5条第2項第3号）
⇒ 1号事業・2号事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務

社会資本総合整備計画と広域的地域活性化基盤整備計画

広域的地域活性化基盤整備計画

目 標 観光入込客数や製品出荷額の増加等

広域的特定活動 広域にわたる人や物の流れを活発にする効果が高い活動(観光振興、工業生産等)

拠点施設 地域における広域的特定活動の拠点となる施設(観光施設、工業団地、教養文化施設等)

基幹事業

拠点施設関連基盤施設整備事業

広域的特定活動を支える基盤整備事業
(1号事業・2号事業)
→都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理、市街地再開発等

提案事業

拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務

- ・広域連携事業活用調査
- ・広域連携推進事業
- ・広域連携基盤整備支援事業

関連事業

関連社会資本整備事業

計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

効果促進事業

計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

社会資本整備円滑化地籍整備事業

計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

広域的地域活性化基盤整備計画の内容を包含した社会資本総合整備計画を提出

社会資本整備総合交付金を交付

国土交通大臣

社会資本総合整備計画

広域的特定活動と拠点施設の種類（1 / 2）

広域的特定活動	拠点施設
具体例	具体例
国際的又は全国的な規模の会議、研修会、見本市又はスポーツの競技会の開催 （法第2条第1項第1号イ）	会議場施設、研修施設、見本市場施設又はスポーツ施設（法第2条第2項第1号）
国際会議、学会等の全国会議、全国規模で受講者が存在する研修会、各産業の国際見本市、オリンピック・ワールドカップ・アジア競技大会・国民体育大会	コンベンションセンター、国際メッセ、競技場、野球場、多目的スタジアム
国際観光地その他の主要な観光地において行われる観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。） （法第2条第1項第1号ロ）	一団地の観光施設（法第2条第2項第2号）
観光目的で訪れる旅客に対する、観光案内、宿泊、食事等の接遇に関するサービスの提供を行う活動であって、相当数の事業者により実施されるもの	観光案内所、ホテル、旅館、飲食店等が一定の地理的範囲にまとまった温泉街相当数の事業者により運営されるレストラン、土産物店等を併設した道の駅
国際観光地その他の主要な観光地において行われる文化的資産の展示又は伝統芸能の公演 （法第2条第1項第1号ハ）	教養文化施設（法第2条第2項第3号）
歴史上又は芸術上価値の高い建造物、絵画、彫刻等の文化財や歴史・芸術・民族等に関する資料を展示する活動、能楽・歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能の公演	美術館、博物館、能楽堂、歌舞伎座
高等教育の段階における教育活動 （法第2条第1項第1号ニ）	教育施設（法第2条第2項第4号）
学校教育を受けるために学生等が広域の範囲から集まることが通常見込まれる、大学、高等専門学校等において行われる教育	大学、高等専門学校
国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）又は共同研究開発（法第2条第1項第1号ヒ）	工業団地又は研究開発施設（法第2条第2項第5号）
世界や全国の広域にわたり調達、生産、物流、営業等に必要な拠点を有し、又はこれらの広域を対象とする市場を有する工業製品の製造に関する事業活動であって、当該活動が行われる地域に立地する相当数の事業者により実施されるもの又は、国内外の研究機関、大学、企業等が共同で実施する研究開発活動	工業団地、研究開発施設

広域的特定活動と拠点施設の種類 (2/2)

広域的特定活動	拠点施設
具体例	具体例
<p>博覧会、芸術の発表会、芸能及びスポーツの興行、祭礼その他の催しであって国際的又は全国的な規模又は知名度を有するものの実施（省令第1条第1号）</p> <p style="margin-left: 20px;">合唱コンクール等の全国大会、全国的に有名な劇団によるミュージカルの公演、国際的な音楽フェスティバルの開催、プロ野球・サッカーJリーグ・大相撲等の興行</p>	<p>教養文化施設、スポーツ施設その他の左の催し が実施される施設（省令第3条第1号）</p> <p style="margin-left: 20px;">ホール、劇場、野球場、サッカー場</p>
<p>農山漁村への移住若しくは二地域居住を促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然文化等に関する体験の機会を提供する活動（省令第1条第2号）</p> <p style="margin-left: 20px;">UIターンや二地域居住の希望者に対する地域情報や空き家情報の提供、移住体験ツアー、農林漁業研修の開催</p> <p style="margin-left: 20px;">世界自然遺産登録地域の希少な自然環境の観察、地域において継承されてきた伝統的な楽器の製作・演奏</p>	<p>交流施設、集会施設又は体験学習施設 （省令第3条第2号）</p> <p style="margin-left: 20px;">定住等の促進活動を行う事業場</p> <p style="margin-left: 20px;">文化研修センター、民族博物館</p>
<p>消費者等の多様かつ高度な需要に応ずる商業若しくはサービス業に係る事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）であって広域的な地域活性化を図る上で中核となるもの又は高度かつ専門的な医療活動（省令第1条第3号）</p> <p style="margin-left: 20px;">商業施設において行われる商業活動、当該施設の設置・運営</p> <p style="margin-left: 20px;">重篤な患者等の救命救急や高度先端医療等の高次の医療活動</p>	<p>商業施設その他の左の事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設（省令第3条第3号）</p> <p style="margin-left: 20px;">大規模ショッピングモール</p> <p style="margin-left: 20px;">高度救命救急センター、先端医療センター</p>
<p>国際的又は全国的な規模の物資の流通に係る事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）であって物資の流通の中核となるもの（省令第1条第4号）</p> <p style="margin-left: 20px;">輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る事業活動</p>	<p>流通業務施設（省令第3条第4号）</p> <p style="margin-left: 20px;">物流センター施設</p>
<p>当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高く、都道府県における広域的な地域活性化を図る上で中核となる活動として国土交通大臣が認めるもの（省令第1条第5号）</p> <p style="margin-left: 20px;">国際的・全国的な規模の事業の中核部門の事業活動、都市型ホテル事業</p>	<p>左の活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの（省令第3条第5号）</p> <p style="margin-left: 20px;">インテリジェントオフィスビル、ホテル</p>
<p>法第2条第1項第1号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利便を増進する貨客の運送に関する事業活動であって国土交通省令で定めるもの（法第2条第1項第2号）</p> <p style="margin-left: 20px;">鉄道事業、軌道事業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、船舶運航事業、航空運送事業、貨物利用運送事業、自動車ターミナル事業、倉庫業</p>	<p>交通施設又は流通業務施設（省令第3条第6号）</p> <p style="margin-left: 20px;">バス・トラックターミナル、鉄道駅、旅客ターミナル施設</p>